



場 報 告 会 の 会

熊本で新潟水俣病判決の報告集会

「新潟水俣病裁判判決報告集会」

が二十二日午後六時から熊本市水道町の県福祉会館ホールで開かれ、新潟水俣病弁護団幹事長坂東克彦弁護士の講演を聞いた。

集会には水俣病患者、患者家族三人をはじめ水俣病訴訟弁護団、県総評、学生、医師、一般労働者など約百五十人が参加、「公害をなくする熊本県民会議」代表らがあいさつしたあと、坂東弁護士が「新潟水俣病判決勝利と公害裁判」と題して講演した。

坂東弁護士は「新潟水俣病が公表される前に、熊本の水俣病は

大によつて原因究明がなされていなかったという点で重要な関連を持つている。三家族十三人からスタートした戦いだつたが、最終的には全員が参加し、事実上の勝利をかちとつた意義は大きい。しかし、今度の判決で戦いが終わつたわけではなく、今後は被害者の「生活破壊」の現状に対して、企業ばかりでなく、自治体、国家の責任をどう追及していくかという問題が残されている。そういう意味で、公害闘争を単なる企業責任を追及する戦いから、職場、労働者、地域住民の安全と生活を守る戦いに転換していく必要がある」と強調した。